

熊谷市監査委員公告第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和8年5月29日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 腰塚菜穂子

令和7年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 監査準拠基準及び監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第3号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象施設

熊谷市立コミュニティセンター

(2) 指定管理者

社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会

(3) 施設所管課

市民部市民活動推進課

(4) 対象事務

管理業務に係る出納その他の事務の執行について（令和6年度及び令和7年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 施設所管課

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。

サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。

シ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

(2) 指定管理者

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。

エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、管理業務に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び書類の調査を実施した。

【主な監査項目】

(1) 施設所管課

ア 指定管理者の指定等事務

(2) 指定管理者

ア 会計経理事務

イ 事業の執行状況

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び対象施設内

(2) 監査期間

令和7年11月11日から令和8年1月15日まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善すべき点が認められたので、その措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 市民部市民活動推進課

年度別事業計画書の提出期限について、協定書に定める期限が指定管理者の総会等の開催時期を考慮したものとなっておらず、結果として期限を超過している

状況にあることから、実態を精査した上で、適正な提出期限となるよう見直しを行うべきである。

(2) 社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会

ア 指定管理業務のうち清掃業務について、作業記録が作成されていなかったため、業務仕様書に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

イ 指定管理料により購入した備品について、市への報告が遅れていたものがあったので、協定書第25条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

ウ 「文書等の管理基準」が作成されていなかったため、協定書に基づき市と協議の上、作成すべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

利用許可申請期間の適正化について

熊谷市コミュニティ施設条例施行規則第2条において、利用許可申請は、「利用開始日の3月前から3日前まで」に行うものと規定されているが、実際には利用当日に申請が行われている事例が散見された。

現行の運用は規則と整合しておらず、事務手続の適正性を損なうだけでなく、期限を遵守している利用者との公平性の観点からも課題がある。

施設の利用特性を踏まえ、現状に即した申請期間の見直しを検討するとともに、適正な利用許可手続を徹底されたい。